

③財団法人 介護労働安定センター

- ・ガイドヘルパー養成研修

視覚障害・全身性障害・知的障害のある方に対する外出時の移動の介護を行う者を養成

- ・精神障害者ホームヘルパー養成研修

精神障害者の方が、居宅において日常生活を営むことができるように、食事、身体の清潔、住居の掃除等の必要なサービスを提供する者を養成

- ・難病患者等ホームヘルパー養成研修

難病患者の方が、居宅において日常生活が営むことができるように、家庭での入浴の介護、家事等の必要なサービスを提供する者を養成

連絡先

財団法人 介護労働安定センター

〒112-0012

東京都文京区大塚2丁目9番3号 住友不動産音羽ビル2階

TEL：03-5940-8021（代表）

FAX：03-5940-8022

E-mail：info@kaigo-center.or.jp

ホームページ：http://www.kaigo-center.or.jp/

④社会福祉法人全国社会福祉協議会および社団法人日本介護福祉士会

- ・介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修会

実習指導者として介護福祉士養成校に登録されるために必要な研修。介護福祉士・現に実習指導者として従事もしくは、実習指導者になろうとする者対象

連絡先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院

〒240-0197

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

TEL：046-858-1355

FAX：046-858-1356

ホームページ：http://www.gakuin.gr.jp/

連絡先

社団法人 日本介護福祉士会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門1丁目22-13 西勘虎ノ門ビル3階
TEL：03-3507-0784（代表）
FAX：03-3507-8810
E-mail：webmaster@jaccw.or.jp
ホームページ：http://www.jaccw.or.jp/

⑤各都道府県、指定都市で実施

・認知症介護実践研修

認知症介護に関する実践的な知識および技術を修得する。介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等を対象

・認知症介護実践リーダー研修

実践研修で得られた知識・技術をさらに深め、介護保険施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成するための実践的研修。認知症介護業務に従事する職員で、認知症介護業務におおむね5年以上従事した経験を有しており、実践研修を修了している者

・認知症対応型サービス事業管理者研修

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の事業所を管理・運営していくために必要な知識および技術を修得する。各事業所の管理者、認知症介護実践研修における実践者研修を修了している者を対象

・認知症介護指導者養成研修

認知症介護に関する専門的な知識および技術、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法および教育技術等を修得する。対象は下記のア～エのすべてを満たす者

ア：医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士もしくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者

イ：①介護保健施設・事業者等に従事している者

②福祉境内学や養成学校等で指導的立場にある者

③民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者

ウ：認知症介護実践研修修了者

エ：認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、または講師として従事することが予定されている者

2) その他に活用が可能な助成金一覧

※各助成金の詳細については、各団体にお問い合わせください。

①厚生労働省

・実習型雇用支援事業

6ヵ月間、介護現場（介護分野の場合は、介護施設等）で雇い入れて職場実習を行い、正規雇用につなげる事業。介護施設に対し、実習期間中および正規雇用した場合の助成措置があります。（問い合わせ先:ハローワーク）

・基金訓練

雇用保険を受給できない方（非正規労働者等）等を対象に、職業訓練受講中の生活保障給付（月額10万円または12万円）等を支給しながら、職業訓練を実施する事業（問い合わせ先:（独）雇用・能力開発機構各都道府県センター）

・介護雇用プログラム

求職者に1年以内の期間雇い入れて、介護資格を取得するために養成施設に通学させながら、休校日等に介護労働に従事してもらう事業。介護福祉士を目指す事業は1年契約を更新して2年間の事業実施が可能です。対象者の給与と資格養成機関への受講料については、一切負担はありません。（問い合わせ先:各都道府県・市町村）

②独立行政法人 雇用・能力開発機構

・キャリア形成促進助成金—訓練等支援給付金

1. 専門的な訓練の実施に対する助成（対象職業訓練）

職員に専門的な知識・技能を習得させる内容の職業訓練等（OFF-JT）を受けさせる場合に、訓練実施に要した経費の2分の1、訓練実施時間に応じて支払った賃金の2分の1が助成されます。

2. 短時間等労働者への訓練に対する助成（対象短時間等職業訓練）

雇用している短時間労働者に高度な技能・知識を習得させたり、正社員への転換に必要な技能・知識を習得させるため、就業規則または労働協約に職業能力高度化支援制度または通常労働者転換制度を設け、それに基づいた職業訓練等（OFF-JT）を受けさせる場合に、訓練実施に要した経費の2分の1、訓練実施時間に応じて支払った賃金の2分の1が助成されます。

3. 有期実習型訓練に対する助成（対象有期実習型訓練）

フリーターや子育て終了後の女性など、職業能力形成機会の少ない方を新たに雇用する場合等に、OJTやOFF-JTを効果的に組み合わせた有期実習型訓練を実施した場合は、OFF-JTに要した経費の2分の1、OFF-JT実施の時間に応じて支払った賃金の2分の1、OJTの訓練時間に応じて受講者1人に対して1時間につき600円、などが助成されます。

4. 自発的な職業能力開発の支援に対する助成（対象自発的職業訓練等）

職員の自発的な能力開発を支援する制度（自発的職業能力開発経費負担制度および職業能力開発休暇制度）を就業規則または労働協約等に設け、職員の能力開発

の経費を負担したり、職業能力開発休暇を与える場合に、能力開発にかかる経費の3分の1、職業能力開発休暇期間中の訓練時間に応じて支払った賃金の3分の1、などが助成されます。

・ **キャリア形成促進助成金—職業能力評価推進給付金**

職員に厚生労働大臣が定める職業能力検定を受けさせる場合に、受検料の4分の3、受検時間に応じて支払った賃金の4分の3に相当する額が助成されます。

連絡先

独立行政法人 雇用・能力開発機構

〒231-8333

神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1-8 日石横浜ビル

TEL：045-683-1111

FAX：045-683-1271

ホームページ：<http://www.ehdo.go.jp/>

③ **財団法人 介護労働安定センター**

・ **介護雇用管理制度等導入奨励金**

介護老人保健施設の事業主が、キャリアアップ、処遇改善等のための各種人事制度を導入し（既存の制度の見直しを含む）、かつ、雇用管理改善事業（採用・募集、健康管理、能力開発など）を実施した場合に、その費用の一部が支払われます。

連絡先

財団法人 介護労働安定センター

〒112-0012

東京都文京区大塚2丁目9番3号 住友不動産音羽ビル2階

TEL：03-5940-8021（代表）

FAX：03-5940-8022

E-mail：info@kaigo-center.or.jp

ホームページ：<http://www.kaigo-center.or.jp/>

④財団法人 21世紀職業財団

・両立支援レベルアップ助成金

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合、育児休業または介護休業を取得した者がスムーズに職場復帰できるようなプログラムを実施した場合等に助成金が支払われます。

連絡先

財団法人 21世紀職業財団
〒112-0001
東京都文京区白山5丁目1-3-101
TEL：03-5844-1660
FAX：03-5844-1670
ホームページ：<http://www.jiwe.or.jp/>

⑤各都道府県労働局

・介護未経験者確保等助成金

介護関係業務の未経験者を、雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く）として雇い入れた場合で、1年以上継続して雇用することが確実であると認められる場合に、事業主への支援として助成金が支払われます。助成額は、介護関係業務の未経験者1人につき、6ヵ月間の支給対象期ごとに50万円です。支給は第1期・第2期に分けて行い、助成対象期間（雇い入れ日から1年間）に100万円まで受給できます。（ただし、1事業主につき3人までです）

・介護人材確保職場定着助成金

新サービスの提供に伴い、雇用管理改善に関連する業務を担う人材として、特定労働者（訪問介護員（1級）等の資格を有し、実務経験が1年以上ある者等）を雇い入れた場合、特定労働者1人当たり6ヵ月で70万円まで助成金が支払われます。（ただし、1事業主につき3人までです）

・介護労働者設備等整備モデル奨励金

従業員の作業負担軽減や腰痛対策のため、介護老人保健施設の事業主が介助補助器具（移動リフト等）の導入・運用計画を提出し、厚生労働省の認定を受けた場合、介助補助機器導入にかかる所要経費の2分の1（上限250万円まで）が支払われます。

3) 介護福祉士国家試験の問い合わせ先

連絡先

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号SEMPOSビル
TEL：03-3486-7521
FAX：03-3486-7527
ホームページ：<http://www.sssc.or.jp/>

引用文献・参考文献

- ・平成20年度実践型人材養成システム普及のための地域モデル事業報告書（社団法人全国老人保健施設協会）
- ・介護職員キャリアアップ導入マニュアル（財団法人介護労働安定センター・社団法人全国老人保健施設協会）
- ・人事考課実践テキスト（齊藤清一著、経営書院発行）
- ・病院・施設の人事賃金制度の作り方（齊藤清一著、日本能率協会マネジメントセンター発行）

介護職員キャリアアップモデル例

職掌	職能基準				人事制度	賃金制度	人材育成制度					人事考課の活用				
	等級	業務	能力	資格・免許	役職名称	基本給 職能給	施設外での研修					施設内での研修	昇給昇格 賞与考課	在級年数 (標準)	評価の方法	
管理職	9	施設経営	①戦略的な経営計画の企画・立案・推進 ②組織運営管理	①利用者の医学的管理 ②チームケアの統括管理	・医師 ・都道府県知事の認可	施設長 (管理者)	施設外での研修 エキスパート研修					自己啓発	業績考課 能力考課		推薦 人事考課 論文・面接	
	8	管理業務	③経営層のサポート危機管理能力 ④プロジェクト管理能力		施設長を補佐するに相当すると評価する資格または経験 ・職業能力開発推進者 ・雇用管理責任者 ・主任介護支援専門員	副施設長 事務長	管理者(職)研修会	介護老人保健施設 経営セミナー	導者養成研修 認知症介護指							
監督・指導職	7	施設運営 管理業務	①事業計画策定への提言能力 ②危機管理能力 ③部下の育成能力 ④プロジェクト管理能力 ⑤統率力(士気高揚) ⑥職場の維持管理・人間関係まで含めた総合的な労務管理において、 適切な判断・対応がとれる		・介護支援専門員 ・ユニットリーダー ・施設内感染症防止対策指 導者 ・介護福祉士養成実習施設 実習指導者	科(課)長	施設外での研修 エキスパート研修					目標管理活動	能力考課 執務態度 考課 成績考課	5年	推薦 人事考課 論文・面接	
	6	監督業務	①監督力 ②事業計画策定への提言 ③上級者不在時の災害発生に指揮をとることができる ④潜在的な問題について、予知・判断しながら問題提起することができる			副科 (課)長	管理者(職)研修会	特別研修会 施設実習指導者 介護福祉士養成実習	養成講座 マネージャー 施設リスク 保健 介護老人							
	5	業務指導	①指導力 ②労務管理の手続き等の基礎知識があり、一応の判断・対応がとれる ③達成がかなり困難な課題について、上司の指示によりグループをまとめ 問題解決にあたることができる			主任	主任	対策指導者養成研修会 施設内感染症防止	ユニットリーダー研修					5年		
業務職	4	上級業務	①業務に関する経験をもとに、複雑な判断を要する業務を遂行できる ②標準的な課題について、上司の指示によりグループをまとめ問題解決 にあたることができる ③下級者の指導を責任者として行うことができる			1級職員	施設外での研修 エキスパート研修					目標管理活動	能力考課 執務態度 考課 成績考課	5年	人事考課	
	3	中級業務	①実務に関する比較的高度な知識および比較的高度な経験をもとに、 応用的判断を要する業務を遂行できる ②問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決を実践できる ③下級者に自己の経験を生かし指導できる		左記に相当すると評価する他の 資格・免許 ・介護福祉士 ・ガイドヘルパー ・精神障害者ホームヘルパー ・難病患者等ホームヘルパー	2級職員	ボトムアップ研修									
	2	定型業務	①社会人・組織人・介護職員として自己を確立する ②通常の業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる ③下級者に自己の経験を生かしアドバイスができる		・ヘルパー1級 ・介護職員基礎研修	3級職員	チームケア研修							チャレンジ活動 ●年内教育計画を立て、 実地を行う ・各疾患の理解および 緊急時対応 ・ケアプラン作成 ・認知症の理解 ・チームケア ・トランスファー ●採用時研修 ・業務マニュアルによる ケアの基礎知識 ・服務規律 ・接遇研修 ・個人情報保護法 ●プリセプターシップ		2年
	1	補助業務	①社会人・組織人・介護職員としての基本的なスタンスを確立する ②実務に関する基本的知識をもとに、一般的な判断を要する定型的または 補助的業務を遂行できる ③対人援助技術の基本を身につける		・ヘルパー2級	4級職員	ボトムアップ研修							●プリセプターシップ		1年



社団法人

全国老人保健施設協会

〒105-0014

東京都港区芝2-1-28 成旺ビル7階

TEL : 03-3455-4165 FAX : 03-3455-4172